浜松十字の園

身体拘束廃止に関する指針

(身体拘束適正化のための指針)

2018年6月1日(作成) 2022年8月1日改訂 2024年3月1日改訂

1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

(1) 身体拘束等の適正化に関する指針

浜松十字の園は、法人理念「人格を尊重し、生きる喜び、生きる自由、生きる希望を創ります」に基づき利用者一人一人のその人らしさを大切に支援します。身体拘束は、利用者の人格や喜び、自由、希望のある生活を阻むものです。当施設では、理念に基づき利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束その他利用者の行動を制限しない支援の実施を目指します。

(2) 身体拘束の禁止

サービス提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を禁止します。

(3) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病や障がい特性などを理解した上で身体拘束を行わない支援していくことが原則です。しかしながら、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ず一時的に「身体拘束」を行う場合があります。その場合は、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にあることが必要です。

- ① 切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないこと。
- ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

但し、緊急やむを得ない場合とは,予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言い、利用者本人にとっての状態であり,事業者側の状態ではありません。

(4) 拘束の種類と範囲

「拘束」とは,身体拘束及び対応的拘束(言葉等による拘束)を言います。

- A. 身体拘束とは、利用者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することを言います。
- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴、経管栄 養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、 車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
 - B. 対応的拘束とは、言葉などにより利用者に精神的マイナスを与えるような対応をする ことを指します。
 - ○利用者に威圧的な言動、対応をすること。 (スピーチロック)
 - ○利用者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等をすること。

2. 身体拘束の適正化のための委員会の設置

浜松十字の園は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会として、浜松十字の園特養及び短期入所生活介護においては、権利擁護委員会を設置し、虐待防止委員会と一体的に開催します。在宅サービスの通所介護事業所においては、浜松地区在宅リーダー会議において権利擁護委員会を設置します。また、権利擁護委員会とは別に職員への研修等の実施、資質向上を図るため権利擁護推進委員会を設置し取り組みます。

【設置一覧】

	施設・事業所	委員会の名称等	備考	
入居・	浜松十字の園	施設(浜松十字の	施設運営会議内に設置し、虐待防	
	短期入所生活介護	園)権利擁護委員会	止委員会と一体的に開催。	
居		権利擁護推進委員会を別に設置して推進する。		
在宅	通所介護・訪問介護・	在宅サービス権利	在宅リーダー会議内に設置し、虐	
	居宅介護支援	擁護委員会	待防止委員会と一体的に開催。	

① 委員会の構成メンバー

○浜松十字の園権利擁護委員会は、施設運営会議内に設置し、の構成メンバーは、施設 長、課長と介護職員、看護職員、相談員、管理栄養士の各役職者とし、その他必要に応 じて、他の職員や外部の専門職等が参加するものとします。

権利擁護推進委員会の構成メンバーは、介護主任、看護職員、相談員、リハビリ職員、 1階介護職員、2階介護職員、その他必要に応じて参加するものとします。

○在宅サービス権利擁護委員会の構成メンバーは、浜松地区在宅リーダー会議の参加者

② 委員会の開催

原則として3か月に1回開催します。(その他必要に応じて開催)

③ 責務及び役割分担

- ・ 身体拘束適正化に関する責任者:施設長
- 委員会の委員長(ケア全般の担当者)浜松十字の園権利擁護委員会:課長

在宅サービス権利擁護委員会:在宅支援課課長

- ・ 身体拘束適正化のための対応担当者:委員会メンバー
- ④ 委員会の主な役割
- ・ 身体拘束を実施している利用者のユニットのユニット会議時の協議内容をもとに、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、 当該事例の手続きや方法などの適正性と代替え策などの適正化策を検討し、利用者の サービスの質の向上に努めます。
- ・ 適正化策を講じた後に、その効果について評価します。
- ・職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修の企画運営等を行います。
- ・ 身体的拘束適正化を図るため、必要に応じ第三者や専門家、医師等からの助言や意見 を聴くなどします。
- ・ その他、身体拘束適正化のために必要なことへの取り組みを行います。 ※浜松十字の園施設の権利擁護推進委員会においては、施設の権利擁護委員会と連携 し、上記の内、ケアに関すること、研修に関することについて主に検討、推進します。
- ⑤ 職員への周知

委員会で検討した内容等の議事録をぞれぞれの部署に配布し、職員一人一人に周知を行い、 施設全体で情報共有を図ります。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に 基づき、適正化の徹底を図るため、身体的拘束等の適正化のための職員研修を以下の通り実 施します。

- ① 新職員研修にて、身体拘束等の適正化等に関する研修を実施します。集合研修 年1回
- ② 現任研修にて、法人理念や人権、人格を尊重した支援、権利擁護等を含めた身体拘束等の適正化等に関する研修を実施します。年2回
- ③ その他、必要な研修の企画運営等を行います。

4. 身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- ① 身体的拘束等を一人の職員や一部の職員の判断で安易に行ったり、密室化したりせず、 適切に対応する必要があり、チームで対応等を検討することが重要です。その為、以 下の「身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針」に基づき、相談や報告等が適切 に行えるよう職員への周知徹底を図るとともに、職員の相談窓口の設置など環境整備 に努めます。
- ② 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等は虐待等不適切ケアに該当します。職員は、「高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、虐待等不適切ケアの早期発見、対応及び相談報告等を行います。
- ③ 職員による報告等は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、改善

や今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意します。また、外部等への相談や通報等は、「社会福祉法人十字の園 公益通報者保護に関する規程」に基づきます。

5. 身体的拘束等実施時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は、以下の手続きにより行います。

特養

- ① 第一に他の代替策を検討します。
- ② 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行います。
- ③ 事前若しくは事後速やかに主任に報告します。(主任が不在の場合は、上司に報告する)
- ④ 報告を受けた主任は、速やかに課長及び施設長に報告するとともに、権利擁護委員会 (身体拘束適正化委員会)を開催し、様式1(身体拘束適正化検討記録)に基づき身体 拘束を伴う行動制限について検討し記録します。
- ⑤ 相談員は、様式2の説明書に記載し、施設印の捺印後に速やかに家族等に連絡し、説明します。
- ⑥ 身体拘束を伴う行動の制限を実施、解除に向けて取り組みます。
 - ・ 当該ユニットで本人の様子を観察し、様式3(身体拘束に関する日々の心身の状態等の観察記録)に記録します。
 - ・ 当該ユニットにおいて、経過観察・再検討会議を随時実施し、様式4(緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録)に記録します。また、施設サービス計画書等を基に拘束及び廃止に向け多職種で連携して取り組みます。
 - ・身体的拘束等は、原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法とします。
 - ・利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないよう に配慮します。
 - ・身体的拘束等の有無に関わらず、転落や転倒など事故が発生した場合は、「浜松十字 の園介護事故防止・対応マニュアル」に基づき、「事故報告書」等を作成します。
 - ・身体的拘束等の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。
- ⑦ 権利擁護委員会(身体拘束適正化委員会)において、④の実施初期と定期開催及び必要に応じて随時(1カ月に1回程度)開催し、その都度、様式1(身体拘束適正化検討記録)に基づき身体拘束を伴う行動制限について検討し記録します。
- ⑧ 記録はユニット毎のファイルに説明書等と一緒に本人居室に保存し、いつでも開示できる状況にします。
- ⑨ 身体的拘束等に関わる記録は、利用者との契約終了後2年間保管します。

在宅

- ※主に事業所内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手順
- ① 第一に他の代替策を検討します。
- ② 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行います。
- ③ 事前若しくは事後速やかに所属長等に報告します。
- ④ 事前若しくは事後速やかに担当ケアマネージャーに報告し、サービス担当者会議を開いてもらい検討します。
- ⑤ 報告を受けた所属長等は、速やかに課長及び施設長に報告します。また、事業所内で 拘束等を行う場合は、④のサービス担当者会議以外に、権利擁護委員会(身体拘束適正 化委員会)を開催し、様式1(身体拘束適正化検討記録)に基づき身体拘束を伴う行動 制限について検討し記録します。
- ⑥ 相談員等担当者は、様式2の説明書に記載し、施設印の捺印後に速やかに家族等に連絡し、説明します。
- ⑦ 身体拘束を伴う行動の制限を実施、解除に向けて取り組みます。
 - ・本人の様子を観察し、様式3(身体拘束に関する日々の心身の状態等の観察記録)に 記録します。
 - ・経過観察・再検討会議を随時実施し、様式4(緊急やむを得ない身体拘束に関する経 過観察・再検討記録)に記録します。また、居宅サービス計画書等を基に拘束及び廃 止に向け多職種で連携して取り組みます。
 - 身体的拘束等は、原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法とします。
 - ・ 利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の危険がないように配慮します。
 - ・身体的拘束等の有無に関わらず、転落や転倒など事故が発生した場合は、「浜松十字の園介護事故防止・対応マニュアル」に基づき、「事故報告書」等を作成します。
 - 身体的拘束等の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。
- ⑧ 権利擁護委員会(身体拘束適正化委員会)において、⑤の実施初期と定期開催及び必要に応じて随時(1カ月に1回程度)開催し、その都度、様式1(身体拘束適正化検討記録)に基づき身体拘束を伴う行動制限について検討し記録します。
- ⑨ 記録は事業所毎のファイルに説明書等と一緒に保存し、いつでも開示できる状況にします。
- ⑩ 身体的拘束等に関わる記録は、利用者との契約終了後2年間保管します。
- 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ① 本指針は施設内に設置し、利用者及び家族等が閲覧できるようにします。
 - ② 利用者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求めることができます。
- 7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 日常のケアの見直し

「拘束」を行う理由として、「利用者を転倒による骨折やケガ等の事故から守る。」 「点滴や経管栄養の管を抜いてしまうことを防ぐ。」「オムツを外しての不潔行為を防 ぐ。」「他の利用者への暴力行為を防ぐ。」などが言われてきました。しかし、「拘 束」され、制限された生活の中で利用者の活動性は確実に低下し、廃用症候群が進行 し、身体・精神的機能は着実に低下していき、「寝たきり状態」を作り出していきま す。利用者が人間らしく活動的に生活するために、下記のことに努めます。

- ① 利用者の立場にたち、一人ひとりの人権や人格を尊重した対応に努めます。
- ② 利用者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について、事前予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討し努めます。
- ③ 利用者が落ち着いて生活が送れるような環境整備に努めます。

(2) 利用者及び家族等への説明

利用者及び家族等に対し以下のことについて説明し、理解を求めます。

- ① 利用者及び家族等より、「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落予防」「ケガの予防」であっても「拘束をしない介護」を目指します。
- ② 「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はありますが、利用者が人間らしく活動的に生活するために、「拘束をしない介護」の取り組みをします。

8. 指針等の見直し、その他必要な取り組み

本指針の改訂等は各委員会で検討し、浜松地区経営管理会議において決定するものとする。また、浜松地区経営管理会議にて、各委員会と協働し、その他必要な取り組みを講ずる。

附則 2018年6月1日 制定 2022年8月1日 改訂 2024年3月1日 改訂

身体拘束適正化検討記録

日時	年 月	日 : ~ :			
場所					
参加者					
利用者氏名		生年月日	年月	日歳	
	・現状の確認				
検討内容	•切迫性				
	•非代替性				
	•一時性				
	•結論(廃止 OR 継	続)と理由			
	・身体拘束の方法〈	場所、行為(部位	、内容)〉		
検討結果	・身体拘束の時間や	帯及び時間			
	・特記すべき心身 <i>の</i>)状況			
	・身体拘束開始及び				
	月 日	時 から	まで		
	・その他				
次回	月 日() : ~			

様

緊急やむを得ない身体拘束関する説明書

と時間等において最小	RBCをすべて個だしているだめ、緊急やむを得限度の身体拘束を行います。	9 、 「iLV)力 は
2. ただし、解除すること	を目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。	
	記	
A 入所者(利用者)本人又 可能性が著しく高い	【は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険に	さらされる
B 身体拘束その他の行動	動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない	, \
C 身体拘束その他の行動	動制限が一時的である	
個別の状況による		
拘束の必要な理由		
身体拘束の方法		
〈場所、行為(部位・内容)〉		
拘束の時間帯及び時間		
特記すべき心身の状況		
拘束開始及び解除の 予定		
上記のとおり実施いたしま	す。	
令和 年 月 日		
	施設名 代表者	印
	記録者	印
/利田孝、安佐の記す畑)		
(利用者・家族の記入欄)	ノ 明を受け、確認いたしました。	
一	切を支り、唯心vicしました。 日	
MAIGHT 1 21	L 氏名	印
	(本人との続柄	• 1
	(· · · · = · · · · · · · · · · · · · ·	

年

身体拘束実施記録

(身体拘束に関する日々の心身の状態等の観察記録)

拘束内容:内容と拘束時間・開放時間を記載(1つの拘束に対して記載)

月日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	記 名
		=7 2
月日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	記 名
月日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	記 名
月日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	記 名
月日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	記名
月日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	記名
月日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	記名

緊急やむを得ない身体拘束に関する廃止検討会・再検討記録

	様

月日時	日々の心身の状態等の観察。再検討結果	カンファレンス	記録者
		参加者名	サイン

身体拘束廃止を進めるための 18 のチェックポイント

~あなたの組織でまだできることがありませんか~

- 1 「身体拘束廃止」をトップが決意し責任を持って取り組んでいるか。
- 2 「縛らない暮らしと介護」の推進チームを作るなど体制作りをしているか。
- 3 各職種の責任者がプロ意識を持ってチームを引っ張り、具体的な行動をとっているか。
- 4 身体拘束とは何かが明確となっており職員全員がそれをいえるか。
- 5 なぜ身体拘束がいけないのかの理由を職員全員がいえるか。
- 6 身体拘束によるダメージ、非人間性を職員が実感しているか。
- 7 個々の拘束に関して、業務上の理由か利用者側の必要性かについて検討しているか。
- 8 全職員が介護の工夫で拘束を招く状況(転びやすさ、おむつはずし等)をなくそうとしているか。
- 9 最新の知識と技術を職員が学ぶ機会を設け積極的に取り入れているか。
- 10 利用者のシグナルに気づく観察技術を高めていく取り組みを行っているか。 (例:観察による気づきの話し合い,観察記録の整備,観察日誌の工夫)
- 11 各職員が介護の工夫に取り組み、職種を超えて活発に話し合っているか。
- 12 決まった方針や介護内容を介護計画として文書化し、それを指針に全員で取り組んでいるか。
- 13 必要な用具(体にあった車いす、マット等)を取り入れ、個々の利用者に活用しているか。
- 14 見守りや、利用者と関わる時間を増やすために業務の見直しを常に行っているか。
- 15 見守りや、利用者との関わりを行いやすくするために環境の点検と見直しを行っているか。
- 16 「事故」についての考え方や対応のルールを明確にしているか。
- 17 家族に対して拘束廃止の必要性と可能性を説明した上で、協力関係を築いているか。
- 18 拘束廃止の成功体験(職員の努力)を評価し,成功事例と課題を明らかにしているか。

(高齢者痴呆介護研究・研修東京センター「身体拘束ゼロ作戦」ビデオから)

事故に関する法的責任についての考え方

- 1 利用者の特性を把握しているか
- 2 特性に合わせたプランを立てているか
- 3 プランを周知させ実行しているか
- 4 基本的な安全対策を行っているか
- *介護保険法は「利用者の自立をめざす」「拘束禁止」を明文化した。法制度も「安全」一辺倒の硬直した考え 方から、利用者・家族の安心と満足を求めるというように転換しつつある。

(高齢者痴呆介護研究・研修東京センター「身体拘束ゼロ作戦」ビデオから)